

特定間伐等促進計画

北海道沙流郡平取町

令和3年4月

1 特定間伐等促進計画の目標

森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法第4条第1項の規定により定められた北海道の基本方針や当町民有林の間伐の実施状況を勘案し、令和3年度から令和12年度までの10か年間で4,230ha（年平均423ha）の間伐を行うことを目標とする。また、伐採後の確実な再生林も含めた造林の実施を促進する。

2 特定間伐等促進計画の区域

北海道の基本方針に定められた特定間伐等の実施を促進するための措置を講ずべき区域の基準に従い、当町民有林の特定間伐等促進計画の区域の範囲を別図のとおりとする。

3 特定間伐等の実施計画

- | | | |
|---------------------|---|--------|
| (1) 間伐・造林に関する事項 | } | 別紙のとおり |
| (2) その他間伐及び造林に関する事項 | | |
| (3) 作業路網に関する事項 | | |
| (4) その他施設に関する事項 | | |
| (5) 事業実施箇所 | | 別図のとおり |

4 特定間伐等の実施計画の実績

- | | | |
|---------------|---|--------|
| (1) 間伐・造林 | } | 別紙のとおり |
| (2) その他間伐及び造林 | | |
| (3) 作業路網 | | |
| (4) その他施設 | | |

5 森林経営計画等に基づく森林施業、森林施業の共同化等の推進

(1) 森林経営計画の作成及びこれに基づく間伐等の森林施業の推進並びに提案型施業の実施の推進に関すること。

当町民有林は5ha以下の森林を所有する小規模森林所有者が全体の約6割を占めており、計画的かつ効率的な森林施業を進める上での課題の一つとなっている。

このことから、面的なまとまりのある森林の持続的な経営を確保し、森林の有する多面的機能を十分に発揮するため、地域関係者との連携・協力により、森林経営計画に基づく森林施業の推進に努めるとともに、小規模森林所有者については整備意欲のある者への森林経営の委託を促進し、間伐等の森林施業を計画的かつ効率的に実施するなど、集約化施業の推進に努める。

また、不在村森林所有者の森林施業の集約化を図るため、森林施業プランナーやフォレスター等と連携し、ダイレクトメール等を利用して森林機能と森林管理等の重要性への理解を求めるなど、提案型集約化施業の推進に努める。

(2) 施業の集約化に必要な森林情報の収集、境界の確認、森林所有者等の合意形成等の活動の推進に関すること。

森林GIS等の電子データや事業実施主体等の施業情報を積極的に活用し、森林情報の収集、解析及び境界の確認等を進め、効率的な施業の推進に努める。

また、森林施業プランナーやフォレスター等と連携し、収集した森林情報等を活用した具体的な森林整備に関する施業プラン提示により森林所有者等の意見集約を図り、合意形成等の推進に努める。

6 路網の整備の推進、間伐等の効率化・低コスト化の推進

(1) 路網の整備の推進に関すること。

効率的な森林施業を推進するため、北海道が策定した「路網・作業システム整備方針」を基に、林地の傾斜や搬出方法、林内路網密度等を考慮した林道、林業専用道、森林作業道などの工夫で簡易な路網整備の推進に努める。

(2) 高性能林業機械等を活用した低コストで高効率な作業システムの整備、普及及び定着に関すること。

路網の整備状況を踏まえ、傾斜等の自然条件や森林施業等のまとまりに応じた高性能林業機械等を活用した低コストで効率的な間伐等の作業システムの導入を図るとともに、それら作業システムの普及・定着に努める。

また、高性能林業機械等の導入に当たり、各種情報の提供に努める。

(3) コンテナ苗の活用等による造林・保育の低コスト化の推進に関すること。

造林・保育コストの低減を図るため、森林施業プランナーやフォレスター等と連携し、森林所有者や事業実施主体等と適地適木による植栽樹種の選定や植栽本数の低減等について意見集約を図り、合意形成等の推進に努める。

7 間伐材の利用の推進

(1) 間伐材の供給及び利用に携わる関係者間の合意形成の構築の推進に関すること。

住宅における地域材利用、公共建築物及び公共施設に係る工作物への木材利用及び木質バイオマス利用の推進など、幅広い取り組みを通じた間伐材等の利用を促進するため、川上から川下までの関係者が参集する会議や協議会等に積極的に参加し、関係者との合意形成や情報の共有化に努める。

(2) 長期的な木材需給に係る協定の締結等による間伐材の安定供給体制の構築の推進に関すること。

町内にはカラマツ材を主体とする製材・チップ工場が1箇所、広葉樹等を主体とするチップ工場が1箇所あるため、間伐材等の受け入れ環境としては比較的恵まれた地域となっている。

これらの好条件を活かして搬出された間伐材等が適切に利用できるよう、林業事業体では工場等と木材需給の調整を行うなど間伐材等の利用の促進を図り、安定供給体制の構築に努める。

8 人材の育成・確保等

年間を通じた林業従事者の就労を確保するため、林業事業体における森林整備事業の掘り起こしや林業経営コンサルタントなど、経営の多角化や協業化等による広域化を進め、経営の体質強化・高度化に努める。

特に、森林整備の中心的担い手や雇用の受け皿として、重要な役割を担う森林組合等の経営基盤の強化が重要であることから、更なる組織体制の充実や事業活動の強化等に努める。

また、北海道が森林整備等を行う林業事業体の基本的情報を登録し公表する「北海道林業事業体登録制度」が創設されたことから、森林整備等を林業事業体に委託又は請負により実施する場合は、適切な森林施業と労働安全衛生管理を行っている登録林業事業体の活用に努める。